

# 税源について

安藤 実

## 1 税源について、従来の説明から。

租税の支払われる源泉は、税源と呼ばれるが、いわば課税客体をあらわしている。この税源について、従来、経済学のテキストなどで行われている説明を例示する。

- ① 島恭彦は、税源論をさして、租税理論と経済理論を結び付けているものと述べている。
- ② 「二八世紀の市民経済学は一国の労働総生産物から：労働力の再生産に必要なもの（賃金）を差引いた後の剰余生産物（純収入、純所得）をもって真の税源であると主張した。それは一九世紀以後には、租税が財産元本を侵さないという一般原則になって固定した。」（大阪市立大学経済研究所編、『経済学小辞典』、一九五一年、岩波書店、p.665）
- ③ 島恭彦、「ブルジョア経済学は、真の租税の源泉は資本ではなく、純所得であるという正しい命題から出発し

た。これにはまた、資本Ⅱ賃金は、租税の支払能力をもたないという別の命題が含まれている。」（島恭彦、『財政学原理』、一九五四年、日本評論新社、p.140）

③ 武田隆夫、遠藤湘吉、大内力、「賃金は本来、労働力の価格という点からいえば、税源たりえない。」（『近代財政の理論』、一九五五年、時潮社、p.148）

④ 遠藤湘吉、「財政による消費は、 $C+V$ （不変資本プラス可変資本）にくいこんではならず、 $M$ （剰余価値）の限界以内に制限される。」（『財政学講座一』、一九六五年、有斐閣、p.122）

⑤ 高橋誠、「国民所得は、年間の社会的総生産物価値（ $C+V+M$ ）のうち、新しくつくりだされた価値部分（ $V+M$ ）である。これが税源たりうる所得の実体であるが、 $V$ 部分は労働力の価格という点からいえば、本来、税源たりえないものであり、剰余価値である $M$ 部分に税源をもとめることが、資本主義税制にとっては合理的ということになる。」（大阪市立大学経済研究所編、『経済学辞典』、岩波書店、一九六五年、p.667）

⑥ 遠藤湘吉、「経済学の理論からは、賃金は剰余価値ではなく、労働力の再生産費をつぐなうものであるから、税源とはなりえないとされる。」（『税金』、一九七〇年、岩波新書、p.35）

⑦ 林健久、⑤と同じ。（『財政学を学ぶ』、一九七五年、有斐閣、p.140）

⑧ 広田司朗、「マルクス経済学によれば、∴ $C$ 部分・ $V$ 部分は、いずれも租税の徴収される源泉となることではきない。税源となることができるのは、 $M$ 部分である。」（『財政学』、一九七七年、同文館、p.124）

⑨ 小林晃、「厳密に理論的にいえば、資本主義的租税とは、社会的総生産物価値の配分への第二次的、権力的な参加を意味し、そしてその税源は、∴ $M$ 部分の一部、国民所得範疇でいえば、剰余価値 $M$ の分配形態としての利潤、

利子、配当、地代などであり、またそれ以外にはありえない。」（『現代財政論』、一九八〇年、新評論、p.138）

これらの説明は、いずれもマルクスの経済理論にしたがっていると称しているものである。これらの説明のなかで、剰余価値（M部分）を税源としていることについては、あらためて問題にするまでもないと思われる。

しかし賃金（V部分）が税源たりえないとされていることには、問題が残る。なぜなら歴史的にも、現実の税制においても、賃金は税網の外にあるわけではないからである。生活必需品に課せられている消費税や、広く大衆課税となっている所得税の存在を前にして、賃金は「経済理論上」税源たりえないという説明に対し、疑問が生じるのは避けられない。

## 2 「賃金は理論上だけでなく、実際にも税源でなかった」という遠藤湘吉説について。

賃金は税源でないと主張する論者のなかで、実際にも税源でなかったことを論証しようとしているのが、遠藤湘吉である。その税源論（『現代の財政理論』、一九五七年、春秋社。第五章「資本主義社会における税源」）のなかで、「税源たる所得のうち、賃金部分は除かれるのが、資本主義的再生産にとって合理的」と述べたあと、「現に、資本主義のある特定の段階において、それは実際におこなわれた」と主張している。

したがって遠藤湘吉によれば、賃金は理論的に税源たり得ないだけでなく、現実にも税源ではなかったことになる。遠藤が持ち出しているのは、一九世紀のイギリスの例である。すなわち、「労賃課税に対するこのような見解は、単に理論の上で主張されていたのみではなく、実践の上にも具体化された。それはいうまでもなく、一九世紀のイギリス

スにおける：ピールからグラッドストーンに到るところの、いわゆる「安上がりの政府」の名をもつて知られている一時代を通観してみるならば、古典派経済理論を背景とする租税論が、基本的な点については、ほぼ実現されたといつてよいのである。」「日用品や生活必需品に課せられた関税や消費税は大幅に整理ないし軽減された。」「所得税は、年収一五〇ポンド未満の所得は免税されていたから、賃金労働者の賃金はほとんど課税されていないというのが実態であった。」「所得税は、地代収入、営業所得、利子・配当所得などの、剰余価値に相当すべきものが、税源として重要な地位に立つとともに、間接税においてもアルコール飲料を中心とする嗜好品——これらの購入者が労働者以外の者に多いことは自明である——に対する課税が大きな収入をもたらし、ここでも賃金が窮極の税源となる程度の少ないことを知ることができる。」

この遠藤説を注意してみると、「賃金課税がなかった」というのではなく、「それは少なかった」という主張であることが分る。これは、質の問題を量の問題にそらしていることにほかならない。その結果が、あいまいな表現の羅列となっているわけである。

### 3 アダム・スミスは、賃金も税源であると述べている。

アダム・スミスは、こう述べている。「主権者ならびにその下に奉仕する司法および軍事のいつさいの官吏も、全陸海軍人も、不生産的労働者である。かれらは公共社会の使用人なのであって、他の人々の勤労の年々の生産物の一部分によつて扶養されている。かれらの労務は、たとえそれがどれほど名誉あるものであり、またどれほど有用で、さらにどれほど必要なものであろうとも、あとになってからそれとひきかえに等量の労務を獲得しうるなものをも

生産しない。」(『諸国民の富』、第二分冊、一九六五年、岩波文庫、p.339)

続けてスミスは、聖職者、法律家、医師、文士、俳優、道化師、音楽家、歌手、踊子などを、官吏や軍人と同じく不生産的労働者に入れている。このあとスミスは、地代や利潤からの収入と並べて、ふつうの職人の賃金収入によって、官吏や軍人など不生産的労働者が養われることを指摘している。そして、この賃金収入について、「ふつうの職人でさえ、もしかれの賃金が多かりのものであるならば、召使の一人ぐらいはおいておけるし、ばあいによっては演劇か人形芝居を見に行くこともでき、またこのようにして一群の不生産的労働者の扶養に対する自分の分担の一助にしようであろうし、あるいはかれもまたなにがしかの租税を支払い、それによって、別の一群の人々、つまりなるほどもっと名誉もあれば有用でもあるが、同等に不生産的な人々を扶養するのに助力しようであろう。」

そのさいスミスは、職人の収入はその生産的労働に必要な部分への使用が優先されるので、これら不生産的な人々の扶養に振り向けられる部分は小さいことを指摘している。それでも、かれら職人は「一般に多少ともそれをもっているものであって、租税の支払のばあいには、かれらの数が大であるということが、かれらの分担額が小であることをある程度つぐなうのである。」(同上、第二分冊、p.343)

ここでは担税力こそ大きくないにしても、賃金も税源の一つに入れているわけである。

「いっさいの租税、またそれにもとづくいっさいの収入、いっさいの給料・恩給およびあらゆる種類の年金は、究極的には収入の三つの本源的な源泉のどれか一つからひきだされるのであって、労働の賃金か、資財の利潤か、または土地の地代かから、直接にか間接にかのいずれにせよ、支払われるのである。」(同上、第一分冊、p.197)

ついでにいえば、リカードも基本的にスミスと同じ見解である。「租税は、一国の土地と労働の生産物のうち、政

府の処分にかかされる部分である。そしてつねに、結局において、その国の資本または収入のいずれかで支払われる。「一社会のある特定階級の収入だけに、もっぱら課税することは、きわめて不当である。国家の負担は、すべての者によって、彼らの資力に比例して担われるべきである。」「スミス博士は、つねに、労働階級は国家の負担に大いに寄与することはできないと主張しているが、それは正当であると思う。必需品または賃金に対する租税は、それゆえに、貧民から金持に転嫁されるであろう。」(『リカード全集』第一巻、p.174、234、272など。)

大内兵衛は、その『財政学大綱』のなかで、「税源は、労賃と利潤である」と述べ、税源としての労賃について、次のように説明している。「一定の社会においては、労賃なるものは、自然的・歴史的理由によって確定されているところの大きさのものであつて、その内から租税として支払われ得る余裕たるや実に少ないのが社会的事実だ。…それゆえに、ただ利潤のみが正当の税源であると言わねばならぬ。」(『大内兵衛著作集』第一巻、p.283)

労働者の賃金が、税源として余裕が少ないと見る点では、スミスもそうだったが、スミスの場合は、労働者の数がそれを埋め合わせるとしていた。ところが大内兵衛の場合、余裕の少ないことを理由に、「正当な税源」からはずしているのは問題と思われる。

#### 4 マルクスによる労働力の価値規定と租税。

マルクスは労働力の価値を、「労働力の所持者の正常な労働能力の維持に必要な生活手段の価値である」と規定し、次のように説明している。「この生活手段は、気候や自然的諸条件等によつて、また、それぞれの国で歴史的に与えられた生活水準を標準としてきまる。…この生活手段には、子供達の生活手段がふくまれる。さらに熟練労働の場合

には、修繕費もふくまれている。：労働力の価値の最低限は、肉体的に欠くことのできない生活手段の価値である。もし労働力の価格が、この最低限まで下がれば、それは労働力の価値よりも低く下がることになる。なぜならば、労働力の価値は、正常な品質の労働力を前提にしているから。」（『資本論綱要』p.38）

この労働力の価値規定は、いわば抽象的な価値規定である。それは国家、すなわち税を捨象した規定といえる。もし国家の存在を前提するならば、当然、税を内包する規定が必要になる。なぜなら、労働者の生活手段の多くは、歴史的・慣習的に課税対象とされており、それらの価格には税が含まれるからである。つまり具体的な労働賃金には、税部分が含まれるのであり、その意味では、賃金は税源の一つである。

もし本来、税源たりえない賃金に課税されているというならば、労働者の生活水準は、課税分だけ低下してしまう。これは労働者の貧困の原因を、租税に求めることになる。こういう主張は、しばしば行われており、マルクスはそれらを「デマゴギー」と呼び、すでにリカードのようなブルジョア経済学者によって批判済みとしている。

リカードは、「労働者の必需品に対する課税は、賃金を騰貴させる」こと、また「賃金に対する租税は、賃金を騰貴させ、利潤を減少させる」と指摘している。したがって賃金には、租税が含まれていて、その構成要素となつていると見ていたわけである。

マルクスも同じ見解である。「平均賃金は、競争によつて必然に、その最低限に、すなわち労働者が自分の生存とその種族の生存を、辛うじて保つことが許されるだけの賃金に引下げられる。租税は、この最低限の一部分をなしている。なぜなら労働者の政治的職分は、まさに租税を支払うことにあるからである。もし労働者階級にかかってくるすべての租税が根こそぎ廃止されるとしたら、その必然的結果として、労働賃金は今日そのうちに入り込んでいる租

税の総額だけ減少するであろう。それによって雇い主の利潤がそれだけの割合で直接に増大することになるか、それとも徴税の形態に変化が起こるだけか、そのどちらかであろう。資本家が、今日、労働賃金のうちに、労働者が支払わねばならない租税を含めて一緒に前払いする代わりに、彼はもはやこんな回り道をしないで、直接それを国家に支払うことになるう。」(『マルクス エンゲルス全集』第四卷、p.365)

マルクスも、租税は労働賃金の一部分を成していると考えていたのである。マルクスはまた、「労働者へのアンケート」(一八八〇年四月)で、「あなたの必需品の価格を言ってください」という項目を立てているが、そこで例示されているなかに、家賃、保険、食料品、衣料、衛生、雑費などと並べて、税金が加えられている。(『マルクス エンゲルス全集』第一九卷、p.232)

税金が労働者の必需品の一部を成しているということは、労働賃金にも一定の担税力を認めていることを示し、賃金自体が税源の一つであることを意味している。

マルクス自身による税源論が、どのように展開されているかを見よう。

そこで、剰余価値を税源としていることは言うまでもない。『資本論』の第二卷、第三卷には、いくつかの箇所では、剰余価値の再配分形態の一つとして、租税が位置づけられている。労働賃金について触れているのは、次の文章である。

「労働するか、しないかにかかわらず、直接に再生産に参加する社会成員ではない人々は、すべて年間商品生産物のなかで受け取る彼らの分け前——つまり彼らの消費手段——を、直接には、ただ生産物が直接に帰属する諸階級、すなわち生産的労働者、産業資本家そして土地所有者——の手から引き出すよりほかはない。そのかぎりでは、彼らの収入

は実質的には、労賃と利潤と地代とから派生したものであり、したがってこれらの本源的収入に対して派生的収入として現われるのである。

しかし他方、この意味で派生的収入を受け取る人々は、王や聖職者や教授や売春婦や兵卒などとしての彼らの社会的機能によつて、この収入を得るのであり、したがって彼らはこのような自分たちの機能を、自分たちの収入の根源と見なすことができるのである。」(『資本論』第二巻、S.374)

ここでマルクスは、スミスやリカードを踏襲して、労賃を本源的収入として、租税等をそこから派生する収入としてとらえており、まさに労賃は税源の一つとされているのである。参考例をあげると、「労賃のうち、租税のかたちで国家のものになる部分」(『資本論』第一巻、S.500)や、「労働者が租税のかたちで支払うものは、結局は労働力の生産費のなかにはいり、したがってこれまた資本家によつて補償されなければならない」(エンゲルス「住宅問題」、『マルクス エンゲルス全集』第一八巻、p.226)などがある。

## 5 マルクスとエンゲルスによる、プロレタリアートの租税改革要求。

最後に、マルクスとエンゲルスによる、プロレタリアートの租税改革要求を時期の順に並べてみることにする。

一八四五年、「不公平なやりかたで配賦されている従来の租税の全体を変えるために、税率が資本の額にともなつて高くなる一般的な累進的資本税を提案する。こうすれば、各人はその能力に応じて公共管理の負担を担うようになり、これまですべての国でなされてきたように、担税能力のもっとも乏しい人間に主に負担がかかるようなことは、もはやなくなるであろう。」(『全集』第一巻、p.575)

一八四七年。「民主主義の徹底した方策の例。：累進税、高度の相続税。」（『全集』第四卷、p.390）  
一八四八年。「プロレタリアートは、その政治的支配を利用して民主主義をたたかいたる。その方策の例として：強度の累進税。」（『全集』第四卷、p.494）

一八四八年。「高度の累進税の実施と消費税の廃止。」（『全集』第五卷、p.4）

一八五〇年。「累進税は、大なり小なりの程度で、現存の生産諸関係の内部で実行できる、一つのブルジョア的措置である。」（『全集』第七卷、p.39）

一八五〇年。「民主主義者が比例式の租税を提議したなら、労働者は累進税を要求する。民主主義者自身が軽度の累進税を提案したなら、労働者は大資本がつぶれるほどの急角度で税率が高くなっていく租税を主張する。」（『全集』第七卷、p.258）

一八五〇年。「租税がある階級に特典を与え、他の階級をとくに圧迫するということはある。これは、たとえば金融貴族の支配のもとで行われているところである。租税はブルジョアジーとプロレタリアートの間にある社会の中間諸層——これは、その地位からして、租税の負担を他の階級に転嫁することができない——を没落させるにすぎない。プロレタリアートは、新しい租税のたびごとに、その地位を一段低く押し下げられる。古い租税の廃止は、労賃を高めないで、利潤を高める。」（『全集』第七卷、p.793）

一八五三年。「われわれの租税観からすれば、所得額の増加にともなって課税率が増大する累進制の方が適切。」（『全集』第九卷、p.62）

一八五三年。「所得の質の区別をするならば、量の区別もしなくてはならない。所得の量を区別するならば、どう

しても累進課税ということになり…。」(『全集』第九卷、p.70)

一八六七年。「間接税を全廃して、全般的に直接税とおきかえること。」(『全集』第一六卷、p.197)

・・・

なお、本稿に関連するものとして、拙稿、「税金の経済学」(その一、その二)〔税制研究〕第五六号、第五九号)がある。